

答 申 書
(答 申 第 376 号)

令和5年(2023年)10月27日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が、特定個人に関連して発生した事件等関係書類の一切について、存否を明らかにしない決定処分を行ったことは妥当ではなく、別紙1の2の③に係る本件処分1については取り消し、⑤及び⑦に係る本件処分3については、文書ごとに理由を明らかにして再決定すべきであるが、その余の部分は妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙2のとおり(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1の1に掲げるとおりである(以下「本件請求公文書」という。)

なお、①ないし⑨の番号は、北海道教育委員会(以下「実施機関」という。)において便宜上追記したものである。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、個人の情報を明らかにすることとなり、当該個人の名誉が侵害されると認められることから、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。ただし、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第34号。)第1条の規定による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第12条に該当するとして、別紙1の2の表のとおり、3件の公文書の存否を明らかにしない決定処分(以下これら3件の処分を総称して「本件処分」という。)を行った。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、上記3件の処分を一連のものであるとして本審査請求を行い、本件処分を「当該文書を開示する」処分に変更するとの裁決を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人の主張は概ね次のとおりである。

(ア) このような処分をしたのでは教員の体罰に関する文書が一切存否応答拒否となってしまうため国民が体罰に係る文書の内容を知るすべがなくなってしまう。実施機関の今回の処分は著しく国民の利益に反する行為である。

(イ) 請求人は既に本件請求公文書の記載と同等の内容を当該文書作成者から入手しており、同時に知った当該文書の存在状況をインターネットを利用して公衆に送信済みである。従って実施機関が当該文書を開示してもそれによって当該個人の名誉は侵害されない。

(ウ) 実施機関は、存否を明らかにしない理由を体罰事件に直接関連する文書に限定して主張しているが、弁明書には、当該一連の文書について存否を明らかにしない理由が記載されていない。

また、単に、ある公務員の名誉や個人情報を守りたいだけであれば不開示や一部開示でその目的は達成できるにもかかわらずそうしなかった理由が記載されていない。

(エ) 体罰があったなどという証拠はどこにもなく、本件の問題の本質は、体罰に係る文書が作成されていなかったという、行政の文書主義に反する行為があったところにある。

(オ) 本件のような事案については、地方行政だけの権限で回答を出せるわけがない。地方の一機関にすぎない実施機関が、上位組織である文部科学省に問合せもせず、前例を調べた様子もな

く、不適切行政が疑われる。

(カ) 体罰は暴行罪に当たるものであり、刑事事件への関与がある人間の名誉を守るということは、被害者の名誉を侵害するものであるということを実施機関は一切考慮していない。

イ 実施機関の主張は概ね次のとおりである。

(ア) 本件請求公文書は、いずれの情報についても、「審査請求人本人」又は「審査請求人との関与が認められる個人」という「特定の個人」に関する「特定の事項」を示す情報に該当すると判断し、公文書の存否を明らかにしない決定を行ったところであり、この点については、請求人も、本件請求公文書は「当該教員が関与した体罰事件の処分の記録」であると述べていることから、「特定の個人」に関する「特定の事項」であることを自認しているものと思料する。

(イ) 公文書の開示請求があった場合に、非開示情報に該当するか否かの判断は、開示請求者の如何を問わずに、旧条例第 10 条第 1 項各号に掲げる非開示情報に該当するか否かによりなされるものであることから、仮に、旧条例第 10 条第 1 項第 1 号に定める個人に関する情報に該当する情報が記録された公文書の開示請求が、当該個人に関する情報の本人自身から行われた場合であっても、開示することができないものである。

(ウ) よって、本件請求公文書について、開示若しくは非開示又は不存在の決定を行った場合には、特定の個人に対して特定の個人が体罰に関与した事実があるか否かという個人に関する事項の情報を特定することとなり、非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることから、存在しているかどうかを答えるだけで、個人の情報を明らかにし、当該個人の名誉が侵害されると認められるため、旧条例第 12 条に規定する存否を明らかにしないことに該当するものである。

ウ 以下、実施機関が行った本件処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

(ア) 旧条例第 12 条について

旧条例第 12 条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

同条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限り行うものとし、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないようにすることが必要である。

そこで、本件請求公文書の存否を明らかにした場合に、特定個人の名誉が侵害されることになるのかを検討し、本件処分の妥当性を判断することとする。

(イ) 旧条例第 12 条の該当性について

当審査会としてこれらのことを踏まえ、本件請求公文書の①ないし⑨について、個別に判断する。

a まず、①及び②について、仮に当該文書が存在するならば、当該文書には、請求人のいう暴行事件の詳細が記述されていると考えられるところ、一般に、特定の個人が暴行事件に関与したかどうかは、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

また、処分の決定にあたり、当該文書を実施機関が保有している場合には、開示する部分について判断した上で開示等の決定を行い、保有していない場合には、不存在である旨の通知を行うことになれば、開示請求に応答するだけで、当該事件への関与の有無が明らかになると認められる。

よって、①及び②については、当該文書が存在するかどうかを答えるだけで、特定の個人が当該事件に関与したか否かが明らかとなるため、特定の個人の名誉が侵害されるとして、存否を明らかにしないこととした実施機関の処分は妥当であると判断する。

b 次に、③について、一般に、特定の個人が出席日数の著しい不足にもかかわらず高校を卒業判定となった経緯については、個人のプライバシーに関する事項であり、通常他人に知られたくない情報であると考えられるが、請求人が「より具体的には〇〇年度の〇〇〇〇高校の卒業進級判定会議の議事録やそれに準じるもの」と文書を特定して請求していることから、単に当該高校の卒業進級判定会議の議事録やそれに準じるものが存在するかどうかを答えるだけで、特定の個人の名誉が侵害されるとは考えられない。よって、③について、実施機関が存否を明らかにしない決定処分を行ったことは妥当ではない。

c 次に、④について、請求人は、自ら実施機関に対して何度か通報したと主張しているところ、仮に請求人が通報した際の文書が存在すると仮定すると、当該文書の中には、事件の発端となった、特定の教員が生徒に対し暴行した旨の記述が含まれていると考えられる。

請求人は、特定個人から受け取ったメールに係る一切の文書を請求の対象としており、仮に実施機関が請求人からの通報に対し何らかの報告又は調査等を行っている場合、当該報告書又は調査書等にも、請求人のいう暴行事件に関する何らかの記述があることが考えられ、中には当該文書の存否を明らかにするだけで、特定の個人が当該事件に関与したか否かを明らかにする文書が含まれていることが考えられる。

また、請求人は、特定の個人が請求人に対し、請求人が Web サイトに書き込んだ内容が犯罪であることをメールで示唆し、請求人を脅迫した旨主張しているところ、前述した通報文書の存否が明らかになると、請求人に対し当該メールを送ったとされる当該個人の名誉が侵害されることが考えられる。

よって、当該文書の存否が明らかになると、特定の個人の名誉が侵害されるとして、存否応答を拒否した実施機関の処分は妥当と考える。

d 次に、⑤についても、実施機関は、当該文書が存在しているかどうかを答えるだけで、個人の情報を明らかにすることとなり、当該個人の名誉が侵害されると主張しているが、特定の教育機関が特定の個人に対して謝罪した事実が明らかになることによって、いかなる個人のいかなる名誉が侵害されるのか明らかでない。

よって、⑤について、実施機関が具体的な理由を明らかにせず、存否を明らかにしない決定処分を行ったことは妥当ではなく、理由を明らかにして再決定すべきである。

e 次に、⑥について、特定の個人について警察に相談したという事項は、相談された特定の個人にとっては、通常他人に知られたくない情報であると考えられ、当該個人の名誉に関する事項であることから、実施機関が存否の応答を拒否したことは理由がある。

f 次に、⑦については、⑤と同様、当該報告書の存否を明らかにしただけで、いかなる個人のいかなる名誉が侵害されるのかが明らかでない。

なお、「事件」という記載はあるが、②のように「当該」としていかなる事件を指すかを特定しているわけではないので、かかる記載を形式的に解釈するだけでは対象となる事件が特定されているものとはいえない。よって、⑦について、実施機関が具体的な理由を明らかにせず、存否を明らかにしない決定処分を行ったことは妥当ではなく、理由を明らかにして再決定すべきである。

g 次に、⑧について、請求人は、実施機関が特定の教員に対してベテランなのに新人研修を受けさせるなど懲罰的な取扱いを行ったと主張しているが、特定の個人に対して懲罰的な取扱いがあったか否かは、当該個人のプライバシーに関する事項であり、通常他人に知られたくない情報であると考えられる。

よって、当該文書が存在するかどうかを答えるだけで、特定の個人の名誉が侵害されるため、存否を明らかにしないこととした実施機関の処分は妥当である。

- h 最後に、⑨について、請求人は、特定の教員が未成年者に対し飲酒を勧めたという告発を、実施機関に対し行ったと主張しているが、当該告発の内容は、当該教員の非違行為に関する事項であり、通常他人に知られたくない情報であると考えられる。ゆえに、当該文書の存否を答えるだけで、当該告発の有無が明らかとなり、当該教員の名誉が侵害される。

よって、⑨について、存否を明らかにしないこととした実施機関の処分は妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は、既に本件請求公文書の記載と同等の内容を当該文書作成者から入手しており、同時に知った当該文書の存在状況をインターネットを利用して公衆に送信済みであるから、実施機関が当該文書を開示してもそれによって当該個人の名誉は侵害されないと主張する。

しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても開示請求を認めており、開示決定等の判断にあたっては、請求人が知り得ている情報を基にした開示請求である場合も含め、開示請求者の立場、請求に至る背景事情などは何ら考慮されないものであるから、請求人が文書の内容を知っていることを理由とする請求人の主張を認めることはできない。

また、仮に、本件請求公文書の内容が公知であれば、特定の教員が生徒に対し暴行したなどの情報は実施機関が本件請求公文書を開示することによって初めて明らかになるものではなく、それによって特定個人の名誉は侵害されないと考えられる。しかし、本件においては、請求人自身が作成した Web サイトにおいて個人的に情報を発信したのみであって、どれだけ当該情報が世間に流布されているか明らかではなく、公知の事実とまではいうことができない。

よって、本件請求公文書の内容は公知であるから、本件請求公文書の存否を明らかにしても個人の名誉は侵害されないとする請求人の主張は認められない。

請求人のその他の主張は、旧条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年10月31日	○ 諮問書の受理（諮問番号686） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書の存否を明らかにしない決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写しの提出
令和5年6月23日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和5年8月9日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和5年9月20日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和5年10月20日 （第117回全体会）	○ 答申案審議
令和5年10月27日	○ 答申

別紙 1

1 請求に係る公文書の名称又は内容（※原文ママ）

- ① ○○○高校において○○年度から○○年度にかけて発生した、当該高校○○科教員○○○から私、○○○への一連の暴行事件ならびに、それに付随し発生した事件の一切が記載された、現在に至るまでの全ての文書
特に
- ② ○○年度から○○年度にかけての○○○高校の当該事件に係る一切の文書
- ③ ○○年度に私、○○○が出席日数の著しい不足にも関わらず○○○高校を卒業判定となった経緯に係る一切の文書（より具体的には○○年度の○○○高校の卒業進級判定会議の議事録やそれに準じるもの）
- ④ ○○年度に私、○○○が事件の詳細を記したサイトを WEB にアップした際に当時○○○高校○○科教員だった○○○（現在は○○○高校在籍？）から「あなたのやっていることは○○○高校に対する名誉毀損です。名誉毀損は例えそれが事実でも成立する犯罪です」という心無いメールが届いたがこれに係る一切の文書（私は何度か貴委員会に○○○からの心無いメールについて通報しているので何らかの文書は存在するはずです）
- ⑤ ○○年に当時の○○校長のもとで行われた○○○高校から私、○○○への謝罪に係る一切の文書
- ⑥ ○○年に○○○高校より私、○○○に対して行われた「これ以上続けるなら学校として○○○を訴えることになる。もう警察にも相談に行きました」という連絡が届いたが、これに係る一切の文書
- ⑦ ○○年に当時の○○○高校校長○○○により作成された事件の報告書
- ⑧ ○○年には○○○校長の報告書により貴委員会が当該教員○○○に対してベテランなのに新人研修を受けさせるなど懲罰的な取り扱いを行っている。それに係る一切の文書
- ⑨ ○○年以降現在までの本件への対処に係る一切の文書（例えば本件については埒が明かないので○○年に、○○年次○○○高校において私、○○○の担任だった○○○が未成年飲酒を勧めていたという告発を貴委員会に対して行ったにもかかわらず、それへの返信が○○○に対して行われなかった経緯が確認されるものなどの一切の文書）を含むこと

2 本件処分の内容

処分名	文書番号	所管	前記 1 に掲げる番号	処分内容
本件処分 1	令和 4 年 3 月 14 日 付け教高第 4557 号	教育庁学校教育局 高校教育課	③	公文書の存否を明らかにしない決定処分
本件処分 2	令和 4 年 3 月 16 日 付け教総第 4824 号	教育庁総務政策局 総務課	①②⑨	公文書の存否を明らかにしない決定処分
本件処分 3	令和 4 年 3 月 16 日 付け○○○高第 133 号	○○○高等学校	④⑤⑥⑦⑧	公文書の存否を明らかにしない決定処分